

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会  
第6回会議 議事概要

- 1 開催日時 令和2年(2020年)10月15日(木曜日)  
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階会議室1
- 3 出席委員 岡田委員、奥村委員、川本委員、崎山委員、佐藤委員、宿谷委員、  
玉木委員、中西委員、水江委員、山野委員、山本委員、吉田委員  
(五十音順、敬称略)

4 内 容

- (1)開会
- (2)議題1「条例に盛り込むべき内容について意見交換」

5 議事概要

(1)開会

(2)議題

議題1「条例に盛り込むべき内容について意見交換」

- 各位委員より、資料1に基づき発言  
※欠席委員は事務局より代読

(委員)

五つほど申し上げていたと思うが、教育、学校場面だけではなく、家族や家庭内で手話で活動できる環境を整えるということ。

職場や病院、講演会などの場面で手話通訳を設置してほしいということ。

盲ろう者の中でも、途中で聞こえなくなった方や最初は聞こえていて後から聞こえなくなった方など、いろいろな方がいるので手話が出来ない方もいる。手話が出来ない方のコミュニケーション方法として、指点字や拡大鏡、筆談、視野狭窄の方は接近手話を使ったりしている。それぞれコミュニケーション方法が異なるので、それぞれに合わせて考えていただきたいということ。

盲ろう通訳養成講座について、その中でも、手話が出来ない方もおられるが、そういう方も手話ができるようにしていただきたい。

最後に、いつでもどこでも、聞こえない方とでも、手話ができる人とも楽しく話ができるようにしていただきたい。いろいろ交流していきたいということ。

(委員)

参考資料1で先駆的につくられた条例を整理されているので、それを見てちょっと漏れているのではないかなというところや、条文の中にこういうことを入れていただければということを書かせていただいている。

まず、情報の発信等について、情報の発信にあたっては、情報アクセシビリティの保障がされたものでないといけないと思うので、そういう内容を盛り込んでいただければと思う。

災害時の対応等という条項については、県の条例ではあるけれども市町が災害等が起こると、末端行政として積極的に関わることにもなるので、市町との連携や連絡体制の整備をしていくというような内容を盛り込んでいただければと思う。

三つ目は、市町その他の関係機関との連携ということであるが、市町によって独自に条例をつくる場所とそうでないところがあると思う。独自でつくるところは、独自につくった市町の条例に基づいてやっていけるかと思うが、県の条例ができれば市町まで条例を作る必要はないという市町も出てくるとも思うので、障害特性に応じた意思疎通手段の利用しやすい環境の整備の推進や基本理念に対する県民の理解促進にあたっては、市町その他関係機関との連携を十分に図っていくという内容を盛り込んでいただければと思う。

四点目はコミュニケーション手段の充実ということで、障害種別様々あるが障害種別のそれぞれの特性に応じたコミュニケーション手段があるので、その手段の内容については、細かく明文化していったほうがいいのではないかと思い、意見として書かせていただいた。

(委員)

内容ももちろん大事だが、条例名や条例文のわかりやすさ、条例文の文章や構成、そのわかりやすさというのも、内容と同じくらいに大切だと考える。

先ほど委員の意見の中で知的障害者にもわかりやすい条例をとあつたが、まずは今回検討しているこの条例を何よりもわかりやすくつくるのが大切だと考える。それがまず初めにそもそもの話。

次に、もちろん内容も大切であるので、より実効性、効果のある条例とするために、どういう内容を盛り込むべきかについて、まず、県民や事業所の責任について、ここに責任を規定するのは非常に難しいとは思いますが、滋賀県が去年から障害者差別解消相談員や地域アドボケーターを任命して、事業所の中に入ったり、県民とのトラブルを仲裁したり、そういう役割が既にあるので、そういった県が既に行っている、役割を与えている人たちの活動にある程度協力することは入れた方が、非常に滋賀県の行う情報コミュニケーションについての施策が実効性を持てるのではないかと考える。

次に、県が行う普及啓発について、セミナーや研修などいろいろされていると思うが、障害当事者や支援者が既に啓発活動を行っているケースもあるかと思う。市町村も同様。そのため、団体や市町とのコラボというか、積極的に連携して、総合的に普及啓発が進むようにしていただきたい。例えば手話が大事、手話を皆さん覚えてくださいとか、こんな研修やっていますということを使うのに、県や市、関係者の団体がばらばらに広報していたら、何をやっているのかわからないので。

どの障害種別についても、普及啓発については、県単独を前提に考えるのではなく、いろいろコラボしてやりますというように書くといいのではないかと思う。

支援者の確保についても同様で、県が単独で啓発したり、能力向上するのではなく、既

に行っている団体や事業所、学校の取組を支援することが大事だと思う。

最後に、合理的配慮の提供にかかる公的助成についても記載していただきたい。これは一言あるだけでも違うのではないかと思う。

以上4点が内容についての意見。

最後に、わかりやすい条例とするために、ポイントと別紙に条例の私案も載せているが、これは細かい話もあるので割愛させていただく。

#### (委員)

知的障害といっても、言語を持ち、考えを言える方もいれば、本当に言語もなく、寝たきりというような重い障害のある方もおられる。知的障害の方で、いろんなコミュニケーション手段を持っている。手話であれば、手話を理解できるだけの知的能力も必要であるが、言葉のない人にとっては、マカトンであったり、いろいろなコミュニケーションを有する障害のある人もいる。

どんなに重い障害であっても、その人その人が本当に自分の意思があり、決定する、意思決定ができることが1番重要。

コミュニケーション能力において、知的障害の人にとって、本当に一つ一つの小さいときからの教育というところでは、学校の先生から教わる言語から始まっての生活、そのところが本当に重要になってくるが、やはりどんなに重くても、人とつながりたいというその気持ちをどこかで現れるような条例でありたい。

わかりやすくというのが1番いいかと思うが、わかりやすくと言っても、どの程度かというやはり小学校高学年や中学校ぐらいの人たちが読んでも分かるような、かたい文章ではなく、わかりやすい文章で全体を設けていただきたいと思う。

県民等の役割として、非言語であるところの普及が責務になってくると思う。手話だけでなく、本当にありとあらゆるコミュニケーションがあるところを、県民の皆さんに周知していく、そこが県民の役割として、私たちの役割としてあるのではないか。最後に、意思決定支援の視点を必ず盛り込んでいただきたい。重い障害があっても、その人たちを取り残すことがないように、そういう条例にお願いしたい。

かたい文章ではなく、少しイラストなども入れたぐらいの、概要版をつくっていただければ1番ありがたいと思う。

#### (委員)

手話言語条例の一体化がどうしても受け入れられないのであれば、並列化はどうか。私は別々のものには絶対しないという決意でおり、手話は言語である。英語も言語だし、日本語も言語である。アイヌ語も言語である。全ての言語は、コミュニケーションのための手段である。だから、一体化を目指していく立場。

そして、滋賀県の条例では、手話はろう者だけのためではなく、もっと多くの人が必要とするものであるということ。そして手話の定義を広く、しっかりととっていきたいと思っている。それは手話ではないという言葉は、この滋賀では聞こえない声になるように。

情報コミュニケーション条例について、発達障害者の立場としては、いつもこういった条例等が出される身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)という書き方は嫌であり、やめていただきたい。並立的に四つ並べていただきたい。

そして、条例をわかりやすい言葉でつくりたい、あるいは、わかりやすい言葉をつくっ

たバージョンをあわせてつくりたい、障害のある子どもにもそれが届くように、日本で1番当事者の声が反映された条例になりますように。

発達障害というのはコミュニケーションの障害と言われており、この条例が私たちのコミュニケーションの特性の苦しさにどこまで寄与するのかわからないが、役に立ってほしいという思いが強くある。

手話は言語であるならば、手話はろう者だけのものじゃない。なぜなら、日本語が日本人だけのものじゃないように、英語がイギリス人、アメリカ人だけのものじゃないように、アイヌ語はアイヌ民族だけのためじゃないように思っている。

#### (委員)

条例の構成や文体については様々な意見があるが、そこはやはり県の行政職員の得意とする分野であるので。条例を作成していく過程の中では、他部局の審査が入り、小委員会や文章法規などの関係委員会等もあり、また議会で議員からの質問があったり、いろいろな過程を経てつくり上げていくものである。そこは餅は餅屋に任せるということで、いいのではないかと認識している。

1点、具体的に計画を、それぞれの市町の住民の方々に、施策として反映させるためにはやはり市町の条例も充実していることが必要。先ほど言われたが、市町でそういうぬかりがないように、考え方が統一できるような形で県は指導して行ってほしいと思っている。

この条例は、いろいろな要望を反映してきめ細かく、あれもこれもという方策もあるが、ザルで言えばザルの目が細かいよりは、粗い方がいいと思っている。粗くしておく方がいろいろな施策やプランを各市町がそこに結びつけやすい。

各市町にも教育委員会や障害福祉課もあれば、一見関係のないようにも見える建設課や農業委員会であるとか、いろんな部局がある。ここが情報コミュニケーション、手話言語条例、そこに施策を無理やりにも関連づけて、結び付けて実行できるような、そんな感じのものがいいのではないかなと思っている。

半年以上も前に意見を出しているけれども、その間、どんどん政府や国の中央でも審議が進んでおり、最近も文科省が令和の日本型学校教育の在り方の指針を出して障害者団体に照会している。そういうところもつぶさに調べて関連づけながら、この条例をつくっていただきたいと思っている。

#### (委員)

滋賀県ろうあ協会は、手話言語条例と情報コミュニケーション条例は二本立てでつくっていただきたいと思っている。その思いは変わっていない。

皆さんの意見をいろいろお伺いして、改めて整理してみた。

二つあるので、一つずつ説明したい。

意思疎通の面で、情報を受け取る、発信する機会を保障する。もちろん、聞こえる人、障害があるなし関係なく、みんなが情報にアクセスできる環境を整えることが大事だと思う。

もう一つは、障害によってコミュニケーションの手段が選択できること。その条件を盛り込んでいくこと。災害などの緊急時のときも含めて、障害者が安心して暮らしができる環境を整えることが、情報コミュニケーション条例には望ましいと思う。

もう一つは、コミュニケーションの選択の前に言語を獲得する保障、情報コミュニケー

ション条例に盛り込まずに、独自に手話言語条例で、聞こえない子どもたち、聞こえにくい子どもたち、聞こえない大人たちに計画を進めるべきだと思っている。

大阪府の手話言語条例に乳幼児のコメッコという取組がある。3年間ずっと取り組んでおられる。聞こえない子どもが手話を獲得できるようになってきて、聞こえる親も手話を学ぶ機会に恵まれて、家庭でのコミュニケーションがスムーズになっているという結果がある。

実際に他の手話言語条例をみると、聞こえる人のための啓発普及にかなり力を入れているが、そうではなく、滋賀県はろうあ学校また聞こえない子どもに言語を獲得する環境に力を入れて進めるべきだと思っている。それをぜひ手話言語条例として成立させたいと思っている。また後ほど意見を言っていきたい。

#### (委員)

滋賀県難病連絡協議会は、膠原病、リュウマチ、スモン病、筋無力症、パーキンソン病、ALS、腎臓病、網膜色素変性症、脊髄靱帯骨化症など、様々な方がおられ、その中で手話やパソコンなど、使わないことには世の中に出ない。

難病連の目的としては、独りぼっちな難病患者をなくそうということで活動している。そのためにも、言葉の壁というとおかしいが、患者さんから我々に伝わらない、また我々から患者さんにも伝わらないという状況を何とかしないとけないと思っている。それで我々としては、様々なコミュニケーションをとる情報手段が必要であり、このコミュニケーションに関する条例については、いろいろな言語があると思うが、全てのものを合わせた形での情報コミュニケーション条例にしていったほうがいいと思っている。

先ほども意見のあったように、この条例は細かい具体的なことを書かずに、大きな枠で基本的なポイントだけ押さえた条例にして、それを各団体などに持って帰ってもらい、その種から各団体のもとできれいな花を探していくような条例にしたらどうかと思う。細かいところはいろいろあると思うが、基本的には一つの条例があって、その下に皆さんがおられて、それを基本にしながら皆さんの活動を広めていくと、そういうふうになっている。

#### (委員)

条例全体に盛り込む内容ということよりも、この当時、視覚障害者がこのようなことについて困っているということを感じていただきたい、理解していただきたいということで挙げた。その後、すぐにコロナ禍で現実問題として非常に困ったことが起こってきた。

それは、3番目のホームページについて、三日月知事はコロナ禍で、誰1人取り残さない情報の提供というようなことを言われたが、滋賀県のホームページを見ると、4月13日までは、コロナの患者に対する情報をホームページに丁寧にテキストで書いてあったが、4月14日に10人ぐらい増えた時から、全ての情報がPDFになってしまった。PDFは基本的には画像ファイルで、画像ファイルは音声で読めない。そのため、多くの視覚障害者が滋賀県のホームページを見ても、PDFのファイルが読めないのが現実。

実際に、共生社会づくり条例の中で、視覚障害者には点字や音声、テキストなどで情報を提供するとあるが、実際にはそれが行われてこなかったということ。それが現実とし

である。

2点目は、6番目に書いてあるが、書籍等の制作をするための人材の育成。これは、県の事業として、点訳者や翻訳者等の育成、資質の向上を図るための研修というものを主体としてやってこられていない。最近、この点訳者や音訳者は高齢化が進んで、協会でもちょっと焦っている部分がある。そういったところを支援するような内容を盛り込んでいただきたい。

それから、8番目の選挙について、これもごく最近起こっているが、国政選挙の場合には、全国的なプロジェクトを組み、点字や音声で広報を提供してもらっている。しかし、それは法律に基づくものではなく、視覚障害者関係の施設、図書館などが協力して、全国ネットワークをつくり選挙公報を提供している。それは行われるが、地方選挙になると選挙の広報というようなものは全く提供されない。もう一つは、例えば、投票場に行くと氏名掲示がされているが、地方選挙になるとその氏名掲示も点字で行われていない会場がある。これも、共生社会づくり条例の中に、選挙については情報を提供するという項目があるが、実際に行われていないというのが現状。

それから、9番目、児童への点字の習得、これも地域の学校に行くと、点字の習得が十分でなく、大人になった段階できちんとした点字が使えていない、全盲の人、点字使用者の人がいる。これも小学校のときから点字をしっかり学習できるような状況を保障していただきたい。

今の法律の中でも実際にはできることはあるが、それが実質的にうたわれていても実施されていないということ強く感じており、そういったところが問題ではないかなというふうに考えている。

#### (委員長)

今の意見は、すぐに対応できることもあると思う。

特にホームページのことは広報などに確認をしていただきたい。

#### (委員)

細かく幾つか挙げているが、大まかに言うと、まず第1に手話の言語としての意義を明文化した文章を載せてほしい。それから、手話の獲得と普及、それに関する文言を幾つか入れてほしい。

特に獲得に関しては、お子さんだけではなく、大人になってから聞こえなくなって、また再度、手話を学びたいという大人の方もいる。そういう方がきちんと手話を獲得できる場面が現在はないので、獲得の場面を作ってほしい。

それからもう一つ、手話に関する環境整備。今現在、滋賀県には県立施設、それから病院に手話通訳者が雇用されていない。特にこのコロナ禍で病気の治療や通院する場合には、市町福祉課に聞こえない人が申請をして、一緒に手話通訳者が同行する。せめて県立病院ほか県施設に、手話通訳者を設置してほしい。

それから、いろいろな条例を細かくつくっても、それが実効性のあるものにするためには、つくった条例がどのように進んでいるかを確認するという会議が必要かと思うので、そのための協議会を設置する。

そして、財政上の措置を講ずるという文言が必要かと思う。他の例えば市町と県の中では講ずるよう努めるというふうになっているが、それよりも講ずるという形にして、この会議のように時間をかけてつくったものがきちんとされるためには、それなりの財

政上のものが必要であるので、そこは入れた上で実行してほしいと思う。

手話通訳者を確保と養成について、先ほども点訳者・音訳者の話が出ていたが、手話通訳者も高齢化している。なかなか簡単になれるものではなく、手話通訳者がいなくなったときに、この情報保障をどうやって誰がやっていくのかというのは、長年、団体でも協議をしているが、手話講座で10人が学んだからと言って10人がなれるわけではない現状を考えると、きちんと県として計画を持ってつくっていかないと、手話通訳者の平均年齢がどんどん上がっており、今後どうなるか不安であるので、その辺りも含めてきちんとできるようにするためには、やはり条例に組み込まれてほしいと思う。

#### (委員)

一つ目、かっこ1番の一つ目、これは基本理念の中に、障害の特性に応じた意思疎通手段の選択等という文言があるが、要約筆記用を特に利用される方々というのは、途中から聞こえなくなった方々、途中から聞こえづらくなった方々、そういう中途の障害の方々が非常に多い。であるので、その辺りに対しての障害受容をした上で、いろいろな知識、方法、そういったものの情報を提供していくようなプログラムが組まれていかなければ、どの時代になっても同じように、1から悩んで、1人で苦しんでしまう人が多いのではないかと思うので、その辺りの障害認定を行う県の責務に入るかもしれないし、さらに市町との連携をしながら、そういったプログラムを設けていくとよいのではないかと考える。

二つ目、学校における県の取組について、難聴、聴覚障害のあるお子さんに、手話をとということで、手話を学ばせて手話で勉強してということであるが、難聴の方というのは、やはりまだ保有の聴力を持っているところがあって、それを全く聴力がないものと同じような形で、情報を取る、情報保障の手段を初めから手話ではなく、もう少し聴力を生かしたシステムなどの知識、あるいは情報提供をする機会をどこかで設けていただけないかなと思う。

成人になってから、大学あるいは専門学校に行くときに、どうしたら情報は取り入れられるだろうかと、そのときになって慌てて親と一緒に大変苦労されている様子を見たことが何度もあるので、やはりもう少し、小さい時代から、もちろん手話も学んでもらえばいいと思うが、保有している聴力も生かしてあげたいと思う。

そういった児童、障害を持っているお子さんたちは、どうしてもらえばいいかを説明ができるような人になっていくと、生きやすい、生活しやすいのではないかと思うので、そういう機会もあればいいと思っている。同時に、そういった障害のある方々の保護者の方々へのサポートと情報提供も大切。

三つ目、調査研究ということで、これも担い手である意思疎通支援者、要約筆記者、本当に高齢化で人不足。音声認識入力も少し取り入れたいと考えていたところに、コロナの問題が出てきて、みんなが会えなくなってなくなってしまった。手話ができる方々は、Zoomに顔が映って手話である程度意思疎通が出来たと思うが、難聴の人たちは顔が見えても、声が聞こえなくて、意思疎通が出来なかった。

オンライン上でも要約筆記ができるという工夫をしていかなければならないし、その方法も、意思疎通支援事業に認めてくださいということを、厚労省に当事者団体、支援団体として要望し、認めていただいている。今は派遣元である聴覚障害者センターもその準備をしてくれているところだが、私たちは出来るか出来ないかということ、団体として試してやってみている。一応出来ているので、そういったことも進めながら、災

害緊急時、それからこういったような平時ではない非常時に対応ができるような条例にしておいていただきたい。

(委員長)

皆さんの意見を聞いて思ったのは、すごく建設的な意見が多く出された。この意見を聞いたうえで、さらに補足や言いたいことがあれば、残りの時間で意見交換をしたい。

(委員)

先ほどの委員の意見の中にあった、発達障害の記載の仕方について、大いに賛成する。身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）という書き方は当事者として絶対に嫌ですという意見。

これは、親の方々や支援者からも大変よく聞く意見であり、障害手帳の分類やそういった面でこの書き方になってしまうのはしょうがないということがおそらく県の言い分としてはあるかと思うが、当事者も嫌だし、何より私はわかりにくいかと思うので、発達障害という言葉はかなり一般的になってきているし、厚生労働省のホームページも、精神・発達障害者しごとサポーターの記載の中で、精神障害および発達障害という書き方をしているところもあるので、発達障害を精神障害に含めることはやめていただきたいと思う。

その上でどうするかっていうと、資料1の1ページ目で、奥村委員の意見が非常に参考になるというかわかりやすいと思う。奥村委員の四つ目、コミュニケーション手段の充実のところ、障害種別ごとのコミュニケーション手段について内容を盛り込むと書いてあり、ここには、身体障害、知的障害、精神障害という大ざっぱなくくりではなく、視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者と並べてられており、精神障害者、発達障害者等の障害種別とあるが、この書き方は一般の方にもわかりやすいし、当事者の理解にもかなり近いと思うので、この書き方を採用していただくと非常にわかりやすいのではないかな。その上で、精神障害者（発達障害を含む）という記述はどこにも書いていただかないなと考えている。

(委員長)

この記述でいくと、水江委員の関連する難病の部分が抜けているので、一度県の記載などを整理していただく意味で、これを参考として内部で調整していただければありがたい。

(委員)

先ほどはうまく説明出来ず申し訳なかった。ろう者からの話と視覚障害者の方からの話と、難聴者の方など、いろいろ重なって、盲ろう者としては二重の障害が重なっている。

手話言語条例とコミュニケーション条例とは別にしていただきたいと思う。

中途失聴の方で盲ろう者の方もいる。ろうベースの方は、触手話でのコミュニケーションがあうと思う。視覚障害の方は、もともと聞こえていて、途中で聞こえなくなった場合には指点字や少し聞こえる場合は、音声での通訳という形になってそれぞれ異なる。このように、盲ろう者の中でも、いろんな方がおられ、知的障害などもそうだと思う。コミュニケーションの方法は、一人一人に合う形でしていただきたい。



盲ろう者の中でも、知的と重複の方もおられ、コミュニケーション方法を広く考えていただきたいと考えている。

(委員)

一体化の理由で思ったのは、別立てとした場合、この後、条例に何かしら予算がついたときに、別立てと言うと半分は手話言語条例が持つていく、半分はコミュニケーションが持つという感じで、大きなリソースを手話言語条例の側に持つてかれてしまうという考えがある。一体化したら、それぞれのいろいろな障害に、10 あるなら1ずつやろうかとなるが、別立てにすると5が手話言語条例で、残りの5がコミュニケーションで分けてというようになるとすごく少なくなってしまう。

発達障害者として言いたいこと、当事者会でも言われるのは、身体障害はうらやましい、県身協とかがある。ろう者は福祉協会がある。発達障害には何も無い。大きな団体があれば、例えば政治家に陳情に行くこともできる。全員で社会を動かすことができる。発達障害は全くない。

こちらは割を食っているのだから、さらに割を食うような感じにはしないでほしいという、非常にエゴイスティックな意見だが。例えば、大津市でも相談員は身体と知的はいるが精神と発達はいない。そういう部分を、これから変えていくための一つの手段にしようと思うと、別立てされるとますます割を食うことになるので、ぜひ一体化させてほしい。

一緒にやってくださいとお願いしたいのは、大きく何かを伝えたいときに、例えば同じ条例であれば、ろうあ協会の皆さん教えてくださいとやれると思う。それもお願ひしたい。どんな方法かわからないが。

(委員長)

気持ちはよくわかるが、予算のことについては県がそういう理由で配分するということはやってはいけないことだと思う。

今回の意見は具体的な中身の部分を整理していきたい。言われた意見は十分にわかるが、条例の内容には直結はしていないと思う。思いは県の事務局に届いたと思う。

(委員)

委員の意見は十分に理解出来る。けれども誤解しないでいただきたい。別立てになると、予算を取り合いになるという問題ではない。施策によって予算は決められるべきであり、予算が多い少ないという問題ではなく、それは別の問題。

今日集まっていたいただいた皆さんは、情報コミュニケーション条例を中心に進めていただければよい。ただ、手話言語条例をつくるためには、別のメンバーで集まっていたいただきたい。学識経験者や関係者が集まって、協議をしていただきたいと思う。これは提案として。

(委員)

手話言語条例や情報コミュニケーションの関係の条例を考えた場合、やはり聴覚障害者の中でもいろいろなタイプがあり、聴覚障害以外にもやはり情報の取得に苦勞されている障害者の方々がたくさんいらっしゃる。

この条例づくりにおいては、どんな形になっても、お互い我慢するところが出てくると

思う。例えば、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例を一本化した場合、この言葉の半分は手話言語とタイトルどおり、この条例を読み解いた場合、手話がたくさん出てくるようなイメージが出てくる。本当は半分もないかもしれないが、半分ぐらいが手話のことについて書かれているように、印象的にそうなる。それを他の障害をお持ちの方が、情報コミュニケーションのことも書かれているからということでは我慢をするかというところ。

ろうの方は手話というのは、ニュージーランドでは手話も国語の一つになっているぐらいであり、権利条約を読み解いてみると手話ははっきりとした言語であり、そういう意味では、やはり単独でないと、ここは譲れるところではないという気持ちがあるので、そこでまた我慢が生じる。やはりお互い我慢を押しつけて強調し合わない、どの条例もつくっていけないのではないかなと思う。

それともう1点、様々な団体から要望、こういうことを盛り込んでほしい、ああいうことを盛り込んでほしいという要望が出ている。私は、要望は大切で、県の方に聞いていただいて、参考にさせていただくのが大事だと思うが、あくまで施策としてこの後に出てくるプランの中で、3年なり6年のプランの中で実行していただいて、我々が3年ごとの見直しを行うときに、中間見直しのときに入らせていただいて、意見を述べさせてもらうという、そういうような形で、しっかりと進めていきたい。それがないと、条例をつくってそれで終わってしまう。条例ができて終わってしまうので、その後のことの方が大事ではないかと思っている。

(委員)

聴覚障害者が相談をするとき、例えば、今回コロナのために集まれないような場合、ビデオを使って話をするができるが、私たち盲ろう者はビデオを使って話をする事が出来ない。映像を見ることも出来ず、音声も聞こえない。手話も見えない。それが出来るような何か考えていただければなと思う。

であるので情報を取るとというのが本当に大変。全国盲ろう者の評議員になっているが、総会も出来ず、代わりにメーリングリストで会議をするが、その会議がとても大変。長い時間メーリングリストで会議をするが意見や質疑などもなかなか出てこない。やはり文章を点字で読むのに時間がかかったり、意味がとれなくなったりして、なかなか進まない。普通の会議のようにはできない。

そういう場合、どうすればいいかということ盲ろう者に関しての会議についても考えていただきたい。

(委員)

発達障害自体が、近年、注目されてきた障害であるというか、障害というよりも生きづらさというところであるが、それと、身体の方々、また、盲ろうの方々、昔からと言うとなんだが、戦争の後の身体障害になられた方々の救済というところから始まった福祉であるので、今の発達障害のところはこれからだと思っている。

知的障害の方の中でも、発達障害を持っている方もかなりおられる。障害が二重三重になっている方々のコミュニケーションを考えるための今回の小委員会だと思っている。今回で6回目、本来であれば去年度で何とか形づけられたところがコロナの影響などで2年かかっている。

私は一体型にして、なおかつ手話言語という条例であれば、一本化の条例で少し見直し

をかけ、また3年後、2年後という年数を区切って、やはり手話言語が必要だという判断になれば、先ほど委員が言われていた専門の方々を交えた委員会を設置して、考えていってはどうか。

今この場で提案したいのは、一本化でいろいろなコミュニケーションがあるということ、まとめていただきたい。

(委員)

ちょっと話がややこしくなりがちだと思うが、先ほどの説明ですごくわかりやすかったが、手話を言語と定める条例は、コミュニケーション手段を選択できる環境を整えるという手前の話として必要だということ、1番最初に言われたと思う。それはこの場ではなく、別の場所で我々はやっていくと言われていたので、情報コミュニケーションについては、一体的な条例をつくるということは皆さん言われているので、情報コミュニケーションについて一体的な条例をつくることは、ほぼ共通認識としてでき上がったのかなと思う。ということ、改めて確認させていただきたい。

もう1点、最初の意見のところ、条例名、内容だけではなくて条例名やわかりやすさも大事と言ったが、それはまさに委員が言われたそのとおりだと思う。今回の小委員会の名前が手話言語や情報コミュニケーションに関する条例と、このまま条例名にはならないと信じたいが、この小委員会のことを発達障害の支援する知人と話したときに、それは発達障害とはほとんど関係ない条例ではないのと言われて。それぐらい、頭に手話言語とあることは、今ここで議論している内容と与えるイメージが異なってしまう。手話言語条例が必要という意見があると思うが、それは別でやると言われているので、情報コミュニケーションという形に一本化するのが、賛成であるしぜひそうしたいと考えている。

(委員)

反論はない。皆さんが、ここで集まっているのは情報コミュニケーション条例が作りたいたいという思いはみんな一致していると思う。それには賛成する。

ただ、言語を獲得する環境については、情報コミュニケーション条例に盛り込むとさらにややこしくなると思う。

札幌市で、手話言語条例と障害者コミュニケーション条例が別立てで成立している。それについて、市民にアンケート調査をされたデータがあるが、どちらが認知度が高いかというと、情報コミュニケーション条例のほうが高い。様々な障害者に合ったコミュニケーション手段、そして支援、それが必要であるということ。一緒にやっ払いこう、取組を進めていこうということがはっきりデータとして出てきている。

だが、手話言語条例については、ろうあ者の聞こえない子ども、聞こえない子どもを持つ親にとって必要な施策。市民にとってはそうなんだということ。札幌市の市の広報に定期的に手話とは何か、なぜ手話を覚えなければならないのか、ずっと発信し続けている。少しずつ取組を進めているが、聞こえない子どもの年齢はどんどん成長する。2年3年待っているとあっという間に大きくなる。小さいときに言語を獲得して、その環境を整えてあげるのが大前提。その考えで、はっきりデータにも出てきている。私も同感だと思っている。手話を獲得する環境がなかったが、それを次の世代につなげたくない。手話言語条例を成立させて、ろうあ学校などのバックアップをしていかなければならないと思っている。

ここでは、情報コミュニケーション条例を中心に進めていただきたい。2年3年待たなくても、別の場所で手話言語条例を進めてほしいと思っている。皆さんがそれに同意していただければありがたい。手話言語条例とコミュニケーション条例を一本化するの  
は、やめていただきたいと思う。

(委員)

障害者権利条約にも障害者基本法にも、同じようなことが書かれているが、障害者として、その人権、個人を尊重する、尊厳を認めるというような内容のことが書いてあるが、実際問題として、例えば、病院や役所、警察にも行くが、例えば私たちがガイドヘルパーと一緒にいくと、役所の職員も警察官も、私たちとはしゃべらない。ガイドヘルパーさんとしゃべる。特に書類についてはもう全くそう。病院では症状のことは私たちにもしゃべるが、書類について、例えばインフルエンザの予防接種で書き込んでください、こういうふうに書きますということを付き添いの人にしゃべる。付き添いの人、私は本人でないで本人に説明してあげてくださいと言うが、やはり駄目。

こういうことは繰り返し書いてもらってもなかなか浸透はしていかないものである  
ので、基本的な人権を尊重して、本人とのコミュニケーションをとるといった内容を、最初  
のほうに、どのような形でもいいので入れていただきたい。

それから、先ほど私の話から幾つか続いたが、支援者の高齢化について。点訳、音訳、  
手話、要約筆記等の支援者の高齢化がどういう分野でも起こっているということであ  
るから、県において責任を持って支援者の育成をするという内容については、財政的な  
措置も含めて盛り込んでいただきたいと思っている。

(委員)

皆さんから様々な意見が出ており、少し思ったことであるが、条例は基本的に理念の条  
例、理念条例になるのかなと思う。

皆さんの意見の中では、具体的な施策の意見もあったと思う。条例が出来ると施策を推  
進していくことになると思うが、恐らく施策を推進するための計画をまた県で立てて  
いただけることになるかと思うので、今日出していただいた中で、施策的なことと理念  
的なことを整理していただいて、施策的なことは今後の施策推進計画になるのか、そっ  
ちのほうで上げていただくようにしていただければと思う。

(委員)

条例の中身については違いますが、この委員会の位置づけについて、滋賀県障害者施策推  
進協議会運営要綱の中に小委員会を設置することができるという文言があり、今回は  
コロナの関係で任期が来年の3月31日まで延びた。

この後、事務局から話があるかわからないが、今後どう委員会が進んでいくのか私には  
見えない。そこを説明してもらいたい。

もう一つ、例えば、ここで合意して手話言語条例をつくりましょと、もしなつたとし  
て、実際にその条例ができるまでにどういう手順を踏んでいくのか、この委員会は推進  
協議会にもって行って、それからまた協議をしてということになるのか、とにかくこの  
小委員会が今後どうなっていくのかが見えない。

説明をお願いしたい。

(委員長)

言われていることは、議題2のその他で説明させていただく。

この時間はとりあえず意見を出し切っていただく時間にしたい、と言いながらもう時間になっており、もう意見も出きったかと思う。今回の意見は、委員も言われたように理念と施策が混在しており、次回はそれを整理してまとめに入っていきたい。

## 議題2「その他」

(委員長)

引き続き、議題2のその他に入っていきたいが、次回の小委員会では、この議論を踏まえて条例に盛り込むべき内容を事務局で整理していただきながら、小委員会としてのまとめの方向性の確認をしていくことになるかと思っている。

このあたりについて、事務局として説明をお願いしたい。

(事務局)

今後の予定について、現段階で分かっているところまで申し上げる。

本日、条例の内容や大事にしたいところについて皆さんから意見をいただき、熱心に議論いただき、感謝申し上げる。

今年度中にあと2回会議を予定している。12月の第7回の会議では、本日の意見を事務局で一度整理し、それをもとにもう少し議論を深めていただければと思う。併せて、第7回の後半では、まとめの方向性についても議論をしていただきたいと思っている。そして、3月に第8回の会議を予定しており、ここで、一定これまでの議論のまとめをさせていただきたいと思う。

先ほども話があったが、あくまでもこの委員会は、施策推進協議会のもとにある小委員会であるので、その後、施策推進協議会に小委員会での議論を報告して、全体としての結論は施策推進協議会で諮るということになる。

その後、来年度になるが、県で条例について、方向性を示すことになるかと思う。

条例をどういう形にするかということが、まだ、小委員会でも施策推進協議会でも結論が出ていないので、その後の進め方については、施策推進協議会に相談させていただくことになるかと思う。

現段階で申し上げられるのは、年度末、第8回の小委員会までということにさせていただきたい。

(委員長)

事務局の説明について、何かご意見があれば。

委員会としては、ここでの意見についてまとめていきたい。ここでは結論を出すことはできないと思うので、施策推進協議会にあげていって、そこで判断をしていただくことになると思う。

先ほど説明のあったとおり、小委員会としてはあと2回、次の会議については、今回の意見をまとめて、理念と施策について整理し、条例を一本化というよりは両論併記というか。

今回、この会議を開いてよかったと思う点は、全会一致で情報コミュニケーション条例が必要ということが確認できたこと。さらに、手話言語条例をつくってはどうかという

意見も出たと思うので、そういう形でまとまっていくのではないかと思う。  
いずれにしても、あと2回となってきたので、引き続きよろしく願いたい。

(委員)

先ほどの事務局からの説明で、確認したいことがある。  
小委員会はあと2回、そこで話し合った内容を障害者施策推進協議会に持って行って、そこからの話になると思う。来年度、2年後の見通しはわからないということ。私たちが希望を持てるかどうか、どんどん先延ばしになるというのは、私たちがずっと待っていないかならぬのか。目指す目途を言っただけならば、希望を持てるかと思うが。

(事務局)

この小委員会で今のところ合意されていることは、条例の必要性について。ただ、別立てにするのか、一本化にするのか、それとも、情報コミュニケーションを議論して、手話言語は別のところだという意見も出たが、形が具体的に定まっていない。  
今、委員長が言われたように、条例の必要性は一致するところであるので、事務局としては、それについては策定の方向で検討していくのだろうと思っているが、形についても、一定、今年度末の議論のまとめも踏まえて、また施策協議推進協議会での議論も踏まえて、県として、年度明けて早い段階で判断をさせていただくことになると思う。そして、1年になるのか、1年半になるのかという部分は、コロナの影響で遅れていることもあり、明確に言えない部分もあるが。条例の必要性については、一致するところがあるので、策定の方向で検討させていただくことになるだろうと考えているところ。

○ 次回の予定については未定（今後、日程調整を行う）

以上